

1. 雇用保険に加入しなければならない要件は、次のいずれにも該当する者です

- ① 31 日以上の雇用見込みがあること
- ② 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること

2. 65 歳未満で離職した者の所定給付日数

- ① 特定受給資格者（人員整理等の会社都合、倒産、解雇等による離職）
- ② 特定理由離職者（平成 26 年 3 月までの暫定措置: 期間の定めのある雇用契約期間が満了し、かつ、更新がされないこと等により離職した者）の場合

算定期間		6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以 上	
30 歳未満		受給 できない	90 日	90 日	120 日	180 日	/	
30 歳以上 35 歳未満					180 日	210 日		240 日
35 歳以上 45 歳未満					180 日	240 日		270 日
45 歳以上 60 歳未満				180 日	240 日	270 日		330 日
60 歳以上 65 歳未満				150 日	180 日	210 日		240 日
障害者等の 就職困難者	45 歳未満	受給 できない	150 日	300 日				
	45～64 歳			360 日				

※離職の日以前 1 年間に、賃金支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月が通算して 6 か月以上あることが必要

- ③ 一般受給資格者（自己都合、定年等による離職等）の場合

算定期間		1 年未満	1 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
年齢に関係なく		受給できない	90 日	120 日	150 日
障害者等の 就職困難者	45 歳未満	受給できない	300 日		
	45～64 歳		360 日		

※離職の日以前 2 年間に、賃金支払いの基礎となった日数が 11 日以上ある月が通算して 12 か月以上あることが必要

※自己都合退職の場合には 3 か月間の給付制限期間がありますが、定年等の場合には給付制限期間はありません

3. 65 歳以上で離職した者の高年齢求職者給付金

	6 月未満	6 月以上 1 年未満	1 年以上
高年齢求職者給付金（一時金）	受給できない	30 日分	50 日分

4. 再就職手当は、基本手当の受給資格がある者が安定した職業に就いた場合に支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上、かつ 45 日以上ある一定の要件に該当する場合に支給されます

残日数 2/3 以上	残日数×60%×基本手当日額	※基本手当日額の上限：5,840 円 (60～64 歳：4,729 円)
残日数 1/3 以上	残日数×50%×基本手当日額	

5. 就業手当は、基本手当の受給資格がある者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合に基本手当の支給残日数が所定給付日数の 3 分の 1 以上かつ 45 日以上あり、一定の要件に該当する場合に就業日数に応じて支給されます

就業日×30%×基本手当日額	※1 日当たりの支給額の上限：1,752 円（60～64 歳：1,418 円）
----------------	---